

令和8年度採用 留守家庭児童育成センター常勤支援員 募集要項

1. 受験資格

次のいずれかに該当する者。(資格・免許等は採用時点での取得見込みで可)

- (1) 社会福祉士資格取得者
- (2) 保育士資格取得者
- (3) 幼稚園教諭免許、小学校・中学校・高等学校等の教員免許取得者
- (4) 高等学校卒業以上で、二年以上児童福祉事業に従事した者
- (5) 放課後児童支援員認定資格研修を修了した者

2. 業務内容

西宮市立留守家庭児童育成センターでの児童の生活指導業務等 専任職(※「別紙」参照)

3. 採用年月日及び予定人員

令和8年6月1日付採用予定

4. 採用試験

(1)試験内容 筆記試験[小論文]及び面接試験

(2)試験日時 令和8年4月25日(土)

筆記試験：午前10時00分～(1時間程度)

面接試験：午前11時30分～開始予定(筆記試験時、各自に面接時間を通知)

※応募者多数の場合は、面接日時が変更になる可能性があります。

(3)筆記試験会場 西宮市総合福祉センター 本館2階 研修室1

面接試験会場 西宮市総合福祉センター 本館2階 研修室2

西宮市染殿町8-17 TEL(0798)36-7127

5. 受験申込み手続き

(1)受付期間 令和8年3月30日(月)～令和8年4月20日(月)

＝ただし、土・日曜日・祝日を除く＝

(2)受付時間 午前9時～午後5時

(3)提出書類 各1通(枚) [提出書類の返却はいたしません]

① 常勤支援員採用試験申込書(本会所定用紙)

② 履歴書(本会所定用紙)

③ 受験票(本会所定用紙)

④ 写真2枚(3ヵ月以内に撮影、上半身無帽で②③に貼付のこと)※スナップ写真不可

⑤ 社会福祉士、保育士、幼稚園教諭、小学校・中学校・高等学校等の教員の資格を有する証明書の写し、放課後児童支援員認定資格研修修了書の写し(氏名変更した者は、変更後の免許もしくは戸籍抄本等の写しを添付)または、児童福祉事業の二年以上の実務経験(見込)証明書(本会所定用紙)※見込みの場合は、資格取得見込証明書

⑥ 試験結果通知用封筒(長3封筒に宛名を明記し、110円切手を貼付したもの)

(4)郵送申込み

郵送による申込みは、上記の提出書類とは別に受験票返送用の封筒(長3封筒に宛名を明記し、110円切手を貼付したもの)を同封し、令和8年4月20日(月)午後5時までに必着のこと。

(5) 申込み場所並びに問合せ先

社会福祉法人西宮市社会福祉協議会 育成センター事業課

〒662-0913 西宮市染殿町8-17 西宮市総合福祉センター1階 TEL (0798) 36-7127[直通]

6. 採用条件

合格者は、採用に際して健康診断書の提出が必要です。

健康診断に異常が認められなければ、令和8年6月1日採用予定です。

7. 待遇及び勤務形態

- (1) 報酬月額 221,200円(時給換算 1,526円※時給は特例手当含む)
週所定勤務 35時間分相当。所定時間外勤務には別途手当支給
- (2) 諸手当 特例手当(月額 10,300円)、時間外勤務手当、通勤手当、臨時手当(R7年度実績 4.3ヵ月/年 ※初回調整あり ※令和8年見込(4月採用の場合/1年目年額約 64万円/2年目年額約 96万円)
- (3) 休日等 日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)及び土曜日
年次有給休暇(初年度最大 10日)、夏休(R7年度 7月～9月の間に 7日)、
結婚・忌服休暇、介護休暇(20日)、子の看護休暇(10～20日)
- (4) 勤務地 西宮市立留守家庭児童育成センター 21ヵ所(56クラス)のうちのいずれか
- (5) 社会保険 健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険加入
- (6) 退職金制度 あり
- (7) 互助会制度 あり
- (8) 勤務時間
- ① 月曜日～金曜日 通常の勤務は午前9時30分から午後5時30分まで。
(最大午後7時まで延長利用有) 延長勤務あり(時間外勤務)
 - ② 土曜日(所定休日) 月1回程度休日出勤あり。
午前8時または午前9時から午後5時15分まで(時間外勤務扱い)
 - ③ その他
小学校休業日(春・夏・冬休み等)は、原則として、午前8時または9時から午後5時30分まで(延長勤務あり)となり、いずれも通常勤務時間以外は時間外勤務(手当あり)になります。
 - ④ 学校行事開催等により勤務日・時間に変更になる場合があります。
 - ⑤ 休憩時間 原則1時間(12時～13時)
- (9) 試用期間 採用してから6ヵ月間の試用期間あり
- (10) 定年 60歳(希望する場合 65歳まで年度契約で雇用延長可。65歳以降の雇用確保措置あり)
- (11) 研修等 採用時研修、各種研修あり(集合研修、オンライン研修など)
放課後児童支援員認定資格研修について、未修了者は全員受講していただきます。

8. その他

- (1) 受験資格がない、又は申込み記載事項を偽って記入したことが判明したときは、合格を取消します。
- (2) 採用までに、心身の故障により、職員としての適格性を欠くに至った場合、または職員となるにふさわしくない非行があった場合は、合格を取消します。
- (3) 試験結果についての問い合わせには、一切お答えできませんのでご了承下さい。
- (4) 提出書類については、受験の有無、試験結果に関わらず返却できませんのでご了解下さい。

※加配支援員も募集中(時給 1,300～円)詳しくは、お電話下さい。